【20260714_中央看護自費】

重要事項説明書　【訪問看護（自費）サービス利用契約書別紙】

ご利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者がご利用者（又はご家族）へ説明すべき事項は次のとおりです。

1　サービスを提供する事業者（法人）について

事業者名称	株式会社グッドライフケア
代表者氏名	代表取締役　珍田　純子
本社所在地 電 話 番 号	〒104-0033　東京都中央区新川 1-28-38 TEL：03-3537-0790　FAX：03-3537-0791
設立年月日	平成 12 年 6 月 12 日

2　サービスを提供する事業所の所在地等について

（1）主たる事業所の所在地等

事 業 所 名 称	グッドライフケア訪問看護ステーション
保 険 指 定 事 業 者 番 号	介護保険：1367199102 医療保険：7199102
事業所所在地	〒104-0033　東京都中央区新川 1-25-38 東京ダイヤビルディング 2 号館 11 階
連　絡　先 相談担当者名	TEL:03-5244-9002　FAX：03-6630-8093 相談担当者　小林　翔
通常の事業の 実 施 地 域	中央区、千代田区、港区、江東区、文京区、新宿区、台東区

（2）従たる事業所の所在地等

事 業 所 名 称	グッドライフケア訪問看護ステーションサテライト千代田
事業所所在地	〒102-0073　東京都千代田区九段北 2-3-7　前川九段ビル 2 階
連　絡　先	TEL:03-6272-3886　FAX：03-6630-8093

事 業 所 名 称	グッドライフケア訪問看護ステーションサテライト文京
事業所所在地	〒113-0024　東京都文京西片 2－19-15
連　絡　先	TEL：03-5615-8140　FAX：03-6630-8093

事 業 所 名 称	グッドライフケア訪問看護ステーションサテライト江東
事業所所在地	〒135-0061　東京都江東区豊洲 4-2-2 豊南堂ビル 4 階
連　絡　先	TEL：03-6204-9681　FAX：03-6630-8093

3　営業日及びサービス提供時間

営　　業　　日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	午前8時～午後8時 ただし，24時間体制を取っておりますので、利用料については，確認願います。

4　サービスの内容及び利用料について

（1）サービスの内容

訪問看護指示書による医療処置

（2）訪問看護師等の禁止行為

①ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

②ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受

③ご利用者の同居家族に対するサービス提供

④飲酒、喫煙、飲食

⑤身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためのやむを得ない場合を除く。）

⑥その他ご利用者又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

（3）サービスに係る利用料

別紙【料金表】の通りとなります。

（4）利用料の滞納など

利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、請求書到達月の翌月１日を起算日として支払い期日から２カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、本サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。また、納付期限を越えた場合は、お支払いがあった日まで、延滞料として年１４．６％の利息を付加する場合があります。

5　その他の費用について

（1）交通費

別途、請求させていただきます。

（2）キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

①前々日の17時までにご連絡の場合　　・・・　キャンセル料は不要です。

②前々日の17時までにご連絡のない場合・・・　利用料の30%を請求いたします。

③前日の17時までにご連絡のない場合　・・・　利用料の100%を請求いたします。

6　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	小林　翔

②虐待防止のための委員会を開催しています。

③虐待防止のための指針を整備しています。
④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
⑤サービス提供中に従業者による虐待あるいは以下①～④のハラスメント行為を受けた場合は、上記の虐待防止に関する責任者あるいは第 17 の 2 項記記載の苦情受付窓口へご連絡ください。また、本件をもって事業所との契約を解除することができます。
ア　生い立ち、生業（なりわい)、人種を侮蔑し、人格を否定するなど人権を侵害する行為。
イ　大声で恫喝または過剰な威嚇、物を投げつける、身体への暴力をふるう行為。
ウ　許可なく容姿を撮影し、インターネットに公開する行為。
エ　その他、利用者及び家族等に対する社会通念を逸脱したいやがらせ行為。
⑥サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

7　訪問看護員及び従業者に対する利用者及び家族等の禁止事項について
（1）　事業所は､従業者に対する以下の各号のハラスメント行為やサービス提供妨害行為があった場合は、利用者及び家族等に対して再発防止を求め、あるいは利用者に疾患等の進行による影響があれば、専門医師の受診を求めます。そのうえで、合理的な理由もなく、事業所からの再三の要請にも関わらず実行できない場合は、契約書記載の手続きをもってサービス提供契約を解除いたします。
①生い立ち、生業（なりわい)、人種を侮蔑し、人格を否定するなど人権を侵害する行為。
②大声で恫喝または過剰な威嚇、物を投げつける、身体への暴力、行動奪う捕縛や監禁をする行為。
③不必要な体触・接吻・抱擁・性行為の強用、卑猥な映像視聴の強用や言動などの性的な迷惑行為。
④容姿の撮影の強用、盗撮などの肖像権を侵害し、あるいは承諾なくインターネットに公開する行為。
⑤訪問看護員等に対する契約外のサービスを強用する行為。
⑥訪問看護員や事業所の従業者に対する同一内容での長時間の電話拘束や、執拗に架電する行為
⑦その他、訪問看護員や事業所の従業者に対する、社会通念を著しく逸脱し円滑な業務遂行を妨害する行為、または合理的な理由もなく自らの意に沿わないことを理由に従うよう脅迫する行為。
（2）事業者は、利用者に対して従業員の安全を確保できるよう、以下の各号の対策をお願いします。
①愛玩動物（イヌ、ネコ、ウサギ、小鳥など）は、飼い主には従順でも見知らぬ者に対しては、吠えたり暴れたり咬むことがあるため、サービス提供中は別室もしくはケージ等へ入れて、訪問看護員及び従業者に接触させないでください。
②故障している調理機器、冷暖房機器、充電器等は感電や火傷のおそれがあるので、事前に専門業者へ修理依頼して、安全に利用できる状態にしてください。
③その他、社会一般的に危険と考えられる行為はお断りします。

8　秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) ④その他、事業所が取り扱える個人情報は、別途「個人情報使用同意書」で同意いただいた範囲とします。

9　緊急時の対応方法について

（1）サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を行うとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

（2）夜間、休日の緊急対応については緊急連絡用の電話へご連絡ください。緊急担当の看護師が電話で状態を確認し、緊急性の有無等を判断いたします。なお、訪問する場合は、原則として医師の指示に基づきます。また、緊急訪問する看護師は待機場所から向かうため、時間のかかる場合もあります。

（3）従業者がサービス提供のために利用者を訪問した時に、以下の各号の場合において、利用者の人命に関わる状態があると判断した場合（予見される場合を含む）は、利用者等へ承諾を得ることなく、利用者の居宅または居室等へ立ち入る場合があります。この場合、事業所は立ち入りの事実の報告とその結果を遅滞なく利用者等に報告します。ただし、従業者自身の安全を優先します。

①居宅内もしくは居室内から応答が無く、安否確認が必要な場合

②居宅内もしくは居室内から救助を求める声があった場合

③利用者宅または近隣で火災・水没が発生している場合

④その他、人命にかかわる事態が発生している、もしくは予見される場合。

10　事故発生時の対応

（１）利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）利用者に対するサービスの提供により利用者等に賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。また、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険

（３）損害賠償にあたっては、保険会社に損害の査定および示談を委任する場合があります。また、経年劣化や耐用年数を「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省住宅局)」「耐用年数表（国税庁)」を参考に査定する場合もあります。

11　サービスの終了について

（１）看護サービス契約書（以下「本契約」という。）第１５条のとおり、次の各号のいずれかに該当する場合、あるいはサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合には、当然にサービスは終了します。詳細内容及び手続きは本契約書の記載に拠ります。

①次のいずれかの理由により利用者にサービスを提供できなくなった場合

ア　利用者が死亡したとき

イ　主治医により訪問看護が必要ないまたは適さないと判断されたとき

ウ　利用者の所在が２週間以上不明になったとき

エ　利用者が介護保険施設等へ入所した場合

オ　利用者が要介護（支援）認定を受けられず、かつ、医療保険の適用によって本サービスを利用しないとき

カ　利用者が事業所の通常の事業の実施地域外に転居した場合

②本契約第３条の規定による更新を拒絶（契約終了）する申し出がなされ、かつ契約期間が満了した場合

③利用者が本契約第１８条により契約を解除したとき、または事業所が本契約第１９条により契約を解除したとき

（２）利用者または事業者が、サービス契約の解除を希望する場合は、原則として契約終了希望日の７営業日前までに、相手方へ文書または電子メール等で通知することとします。ただし、急な入院などやむを得ない事情がある場合、あるいは即時解約対象行為等が発覚した場合は直ちに解除できます。詳細内容及び手続きは本契約書の記載に拠ります。

12　衛生管理等

（１）看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

（３）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13　業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14　サービス提供に関する相談、苦情窓口について

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けるための、窓口を設置します。

【苦情申し立て窓口】

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平 日	午前９時～午後６時
担 当：小林　翔	ご利用方法	電 話 面 接	03-5244-9002 東京都中央区新川 1-28-38 東京ダイヤビルディング 2 号館 11 階

15　金銭管理について

金銭管理は原則として利用者や利用者の家族等が行うべきものですので、訪問看護員がサービス提供で入室する際は、現金やクレジットカード、換金性のあるポイントカードや貴金属等は利用者や利用者の家族等の責任において、訪問看護員の目に触れない保管場所へ確実に収納しておいてください。また、金銭保管場所情報は、特別な事情が無い限り、訪問看護員に開示しないでください。

16　キーパーソンの役割

（１）本契約においてキーパーソンを家族代表者または代理人に担っていただきます。利用者及び家族でよく話し合って選任してください。

（２）キーパーソンの役割は主に以下のとおりです。

①介護サービス事業者が提供するサービスについて、利用者に助言すること。

②利用者の意を汲んで、利用者に代わって介護サービス事業者との契約を行うこと

③利用者の介護サービスについて、利用者及び家族などの意見をとりまとめ役になること

④ケアマネジャーや医療機関などの関係者からの連絡窓口となり、利用者や家族間の情報共有を行うこと

⑤利用者に事故がある場合、救急搬送や緊急手術、入院など、緊急事態の判断や決定をすること

⑥利用者の債務について連帯保証人となること

（３）連帯保証人は家族代表者または代理人が担っていただきますが、やむをえない場合は別に選任することができます。

（４）家族代表者または代理人、連帯保証人を変更する場合は、遅滞なく事業所へお届けください。

17　特記事項

18　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	

事業者は、ご利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所　在　地	〒104-0033 東京都中央区新川 1-28-38
	法　人　名	株式会社グッドライフケア
	代 表 者 名	代表取締役　珍田 純子
	事 業 所 名	〒104-0033　東京都中央区新川 1-28-38 東京ダイヤビルディング 2 号館 11 階 グッドライフケア訪問看護ステーション

同意日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住　所	
	氏　名	

家族代表者 （連帯保証人）	住　所	
	氏　名	
	続　柄	

代理人	住　所	
	氏　名	
	利用者との関係	

訪問看護サービス利用契約書（自費）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「利用者」という。）とグッドライフケア訪問看護ステーション（法人名 株式会社グッドライフケア、以下「事業所」という。）において提供する訪問看護の保険適用外サービス（以下「自費サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第１条（目的）

１　事業者は、利用者に対し自費サービスを提供し、利用者またはその家族は、事業者に対し、そのサービスの対価を支払うものとします。

２　利用者及び事業者は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければなりません。

第２条（家族代表者・代理人・連帯保証人）

１　本契約の円滑な履行のため、利用者の意思を確認してサポートし、利用者に事故ある場合の緊急時対応、利用者の債務の連帯保証などを担うキーパーソンとして、利用者の身近にいる配偶者または子（直系卑属を含む）、父母または兄弟姉妹（以下「家族」という。）の中から予め家族代表者を選任していただきます。役割の詳細は「重要事項説明書」に記載します。

２　利用者の家族がいない、あるいは遠隔地に居る等の理由で家族代表者を選任できない場合は、利用者の日常の世話をしている者等の中から、キーパーソンとして家族代表者と同等の権利・義務を有する代理人を選任していただきます。なお、家族代表者を選任と別に契約事務を担うだけの代理人を別に選任することができます。

３　家族代表者または代理人（以下総称して「家族等」という。）が債務の連帯責任を負えない場合は、利用者は債務の連帯責任を負う連帯保証人を選任し、事業所に届けなければなりません。ただし、事業所が連帯保証人を求めない場合は不要とします。

４　本契約における連帯保証の極度額は１００万円とします。

５　家族代表者または代理人、連帯保証人を変更する場合は、速やかに事業所に届出るものとします。

第３条（契約期間）

１　本契約の期間は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を開始日とする１年間とします。

２　期間満了の１か月前までに、事業者または利用者から本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の日の翌日から同一条件にて１年間自動的に更新するものとし、以降においても同様とします。

第４条（自費サービスの内容）

１　事業所は、看護師、准看護師、理学療法士または作業療法士（以下「訪問看護師等」という。）を利用者の居宅に派遣し、自費サービスを行います。

２ 自費サービスの内容は、医師の指示による医療処置を基本とします。

第５条（自費サービスの内容の変更）

１　利用者は、事前の申し出により、自費サービスの内容の変更を求めることができます。

２　事業所は、前項に基づく利用者からの自費サービス利用の変更の申し出があった場合、可能な限りその変更を受け入れるように努めます。

３　事業所は、利用者からの申し出に応じ自費サービスの内容を変更する場合、新たに訪問看護計画書を作成し、利用者又は家族等に対し説明のうえ、同意を得ることとします。

第６条（主治医との関係）

１　事業所は、自費サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
２　事業所は、主治医との密接な連携を図ります。

第７条（看護師等）

１　事業所は、訪問看護師等を選任し、自費サービスに従事させます。
２　事業所は、訪問看護師等を選任し、または変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行います。
３　利用者は、事業所に対し、訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他変更を希望する理由を明らかにして、いつでも訪問看護師等の変更を申し出ることができます。
４　事業所は、前項の申出があった場合、第１条に規定する本契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うように訪問看護師等を変更します。但し、人員逼迫等により看護師の性別、指名に応じられない場合があります。
５　事業所が、訪問看護師等が適合しないと判断した場合には、訪問看護師等を変更することができます。

第８条（自費サービスの提供の記録）

事業所は、自費サービスの実施ごとに、その内容等を記録し、自費サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。

第９条（自費サービスに係る利用料金等）

１　利用者は、自費サービスについて、別紙「重要事項説明書」に定めるサービス利用料金及びその他の費用（以下「サービス利用料金」という。）を事業者に対し支払うものとします。
２　利用者は、自費サービス提供のために必要な水道・ガス・電気等の費用および交通費（交通機関を使用した場合）を負担します。また、訪問看護師等が連絡する場合など電話等の使用を承諾するものとします。
３　事業所は、当月の利用料金合計額が記載された請求書を、翌月２０日頃までに利用者あて送付します。
４　利用者は、当月の料金合計額を請求書到達後毎月末日までに、銀行口座引落の方法で支払うものとします。なお、ご利用者のご都合で銀行振込を選択した場合には、振込手数料は利用者負担となります。
５　事業所は、利用者からサービス利用料金の支払を受けた後、領収書を発行します。
６　利用料等の延滞分の支払いがあった場合は、延滞の古い順に入金があったものとして清算します。なお、納付期限を越えた場合は年１４．６％の延滞料金を付加する場合があります。

第１０条（サービス利用料金の変更）

１　自費サービスの利用料金について、事業所は利用者に対して変更を行う日の１か月前までに文書で通知することにより、変更することができるものとします。
２　利用者がサービス利用料金の変更について、意思表示をすることなく、変更期日を経過した場合は、利用者がサービス利用料金の変更に同意したものとみなします。
３　利用者は、第１項の変更に同意できない場合、本契約を解除することができます。

第１１条（自費サービスの利用の中止）

１　利用者は、利用期日前に、自費サービスの利用を中止することができます。この場合、サービス実施日

の前々日午後５時までに事業所に申し出るものとします。
２　事業所は、利用者が正当な理由なく前項の期限を過ぎて利用の中止を申し出た場合は、別紙「重要事項説明書」規定の取消料（キャンセル料）を請求させていただく場合があります。

第１２条（協力義務）
利用者は、事業所が利用者のため自費サービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力するものとします。

第１３条（身分証携行義務）
事業所の訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。なお、利用者の住居の管理会社または管理人、利用者が関係する医療機関、公的機関から提示を求められた場合も同様とします。

第１４条（居宅等への立ち入り）
利用者及び家族等は、従業者が以下各号のために、利用者の土地および建物または占有敷地に立ち入ることを承諾するものとします。この場合、事業所は利用者と予め定めた立ち入り範囲および方法を遵守します。
①サービスを実施する場合
②サービス担当者会議等を実施する場合
③その他、前①・②項に関連して必要な場合

第１５条（緊急時の対応）
１　事業所はサービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の家族および主治医と連絡を取る等必要な措置を講じます。
２　従業者がサービス提供のために利用者を訪問した時に、利用者の人命に関わる状態があると判断した場合（予見される場合を含む）は、前条によらず家族等へ連絡することなく、利用者の居宅または居室等へ立ち入る場合があります。この場合、事業所は立ち入りの事実の報告とその結果を遅滞なく利用者及び家族等に報告します。

第１６条（守秘義務）
１　事業者及び事業者が使用する者（以下「従業者」という）は、自費サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族等に関する秘密及び個人情報について、正当な理由なく、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。また、事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族等の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
２　事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
３　事業者は、利用者および家族等から予め文書で同意を得ることで、匿名化を施した学術資料や第三者に情報漏洩しないよう措置を講じた生成AIに利用できるものとします。
４　本条１項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第１７条（契約の終了）
次の各号のいずれかに該当する場合には、当然に本契約は終了します。

（1）以下のいずれかの理由により利用者に本サービスを提供できなくなった場合
①利用者が死亡したとき
②利用者の所在が２週間以上不明になったとき
③主治医により訪問看護が必要ないまたは適さないと判断されたとき
④利用者が介護保険施設等へ入所した場合
⑤利用者が事業所の通常の事業の実施地域外に転居した場合
（2）第３条第２項の規定による更新拒絶（契約終了）の申し出がなされ、かつ契約期間が満了した場合及び利用者が第１０条の変更に同意できずに本契約を解除したとき
（3）利用者が第１８条により本契約を解除したとき、または事業者が第１９条により本契約を解除したとき

第１８条（利用者の解約・解除権）
１　利用者は、事業者に対し、契約終了希望日の７営業日前までに口頭または書面にて予告の通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が７日間以内の通知でもこの契約を解約することができるものとします。
２　利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
①事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しない場合
②事業者が、第１６条に定める守秘義務に違反した場合
③事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つける虐待行為およびハラスメント行為、または財産を侵害する行為、著しい背信行為などにより、本契約を継続し難い重大な事由が認められる場合
④事業者が行政処分を受け本サービスの提供が行えない、あるいは破産した場合

第１９条（事業所の解約権・解除権）
事業者は､利用者または家族等が次の各号のいずれかに該当する場合には､文書もしくは電子メールにより、その履行を催告のうえ、利用者の居宅に到着後７日後に本契約を解除することができます。なお、第③項で暴力行為があった場合及び第④項の場合は即時解除することができます。
①利用者または家族等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
②利用者が、利用料等の支払を請求月の翌月１日を起算日として２か月以上滞納し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、これを支払わない場合
③利用者または家族等が、従業者に対してハラスメント行為を行う、あるいは合理的な理由もなく必要な書類の提出または認印を拒む、従業者の居宅や居室への立ち入りを拒絶する、愛玩動物等による従業者への攻撃や威嚇を放置するなどの自費サービスの提供を阻害するような行為をなし、事業者による再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になった場合
④利用者及び家族等が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき､もしくは､暴力・脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
⑤事業者に人員不足等やむを得ない事情がある場合。ただし、この場合は事業者は１か月以上の猶予期間を設けます。

第２０条（損害賠償）
１　事業者は、自費サービスの提供にあたって、利用者または家族等の生命・身体・財産に損害が発生した

場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。なお、事業者は不測の事態に備え、損害賠償保険に加入します。そのうえで、保険会社に損害の査定および示談を委任する場合があります。
２　前項の場合において、当該事故発生につき利用者または家族等に故意または重過失がある場合は、損害賠償の額を免除または減額することができます。
３　利用者または家族等に故意または重過失により、事業者またはその従業員の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、事業者は損害賠償を請求する場合があります。

第２１条（相談・苦情対応）
１　利用者または家族等は、自費サービスに苦情・相談がある場合は、いつでも次のご利用者相談室に苦情を申し立てる事ができます。
２　事業者は、利用者へ提供した自費サービスについて、利用者または家族等から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

第２２条（協議事項）
利用者及び事業所は、本契約に関して争いが生じた場合は、第１条記載の目的のため、互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。本契約においては日本語にて解釈かつ締結されるものとします。

第２３条（合意管轄）
本契約に関して訴訟をする場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意します。

第２４条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
事業所は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

本契約が成立したことを証するために、本契約書（電子版を含む）を作成し、署名をおこないます。
なお、本契約においては、本契約書を締結した場合は、同契約書を印刷した文書はその写しとします。

契約締結日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿.

利用者	住　所	
	氏　名	

家族代表者 （連帯保証人）	住　所	
	氏　名	
	続　柄	

代理人	住　所	
	氏　名	
	利用者との関係	

事業者	所在地	〒104-0033 東京都中央区新川1-28-38
	法人名	株式会社グッドライフケア
	代表者名	代表取締役　珍田 純子

個 人 情 報 使 用 同 意 書

私（利用者）及び私の家族等の個人情報の利用について、サービス契約書秘密保持条項に基づき下記の範囲内で使用することに同意します。

記

１　使用目的

(1)　事業所のサービス提供を受けるにあたって、居宅介護支援専門員と居宅サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、私の状態、家族の状況を把握するために必要な場合

(2)　上記(1)の外、介護支援専門員又は他事業所との連絡調整のために必要な場合

(3)　現にサービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合

(4)　生成ＡＩサービスを利用したプラン作成や書類作成に資する場合

(5)　サービスの提供による利用者の効果を測定し、効果的なサービス提供の研究または開発に資する場合

(6)　通所介護サービス事業所が常時録画できるカメラを設置して株式会社グッドライフケア本社と共有し、事故や急病者の対応およびサービス品質向上に資する場合

(7)　サービス提供に関する品質向上および誤認防止のため諸会議・折衝の場で録音する場合

２　個人情報を提供する事業所

(1)　株式会社グッドライフケア及び同社の関係会社

(2)　地方自治体の介護保険担当部署、及び法令に基づき開示権限を有する官公庁および弁護士等士業

(3)　居宅介護支援事業所、地域包括支援センター

(4)　居宅サービス計画に掲載されている医療・福祉サービス事業者

(5)　病院、診療所（緊急で診療・治療が必要になった場合）

(6)　福祉用具の専門業者

(7)　上記(1)と業務委託契約を締結した協力会社等

３　使用する期間

(1)　サービスの提供を受けている期間、及びサービスの提供終了後の本社規定に準じた文書等の保存期間

(2)　録画映像は、概ね３ヵ月保存し、期限後は消去します。

４　使用する条件

(1)　個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。

(2)　個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

(3)　上記１(4)は生成ＡＩサービスを通じて第三者に情報漏洩しないよう措置を講じる。

(4)　上記１(5)の目的で２の範囲を越えて学会等で研究発表等を行う場合は、個人が特定できないよう処置を施した加工データを用いる。なお、本項の使途同意は任意であり、いつでも拒否することができ、同意しない場合であっても、サービス提供に不利益が生じることは一切ありません。

(5)　上記 1(7)の場合は、業務を委託した株式会社グッドライフケアまたは同社の関係会社は、委託先に対して情報管理を監督し、利用者に対する責任を負います。

同意日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所の名称　グッドライフケア訪問看護ステーション
（法人名　株式会社グッドライフケア）

利用者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族代表者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事故発生時の免責事項について

株式会社グッドライフケア

このたびは、当事業所の介護サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
私たちは、ご利用者のご意向、自由、尊厳、プライバシーを最大限に尊重する方針で介護を行っています。できるだけ日常生活の中でリハビリ等を実践することで、体力や筋力の維持、回復をしていただきたいため、体を動かしたり、歩いたりする機会も多くつくるようにしています。しかしながら、ご利用者お一人おひとりに職員が常時つくことができない場面があるため、職員の目が行き届かず、不意にバランスを崩してご利用者が転倒されることも考えられます。また、ちょっとした衝撃などでケガをされてしまい、そのケガがいつどのようにして起きたのかが分からない場合も考えられます。これらは、事故が起きても客観的に「自己の責めに帰すべき」とは判断されない場合もあり、事故が発生すれば直ちに損害賠償が発生するとは限らない、ということをご理解ください。
一方で、私たちはご利用者が安心して毎日をお過ごしいただけるよう、職員一同、日々安全管理と事故防止に努めておりますこともご理解ください。

１．予期せぬ事故について

介護の現場では、職員が十分に注意していても、次のような事故が発生することがあります。

- 歩行中やベッドからの転倒・転落
- 食事中や口腔ケア中の誤嚥（食べ物や飲み物が気管に入ること）
- お薬の飲み間違いや飲み忘れ
- 洗剤や消毒液、乾燥剤などの誤飲・誤食
- 急な発熱や意識消失などの体調の急変
- 認知症による外出
- 皮膚が弱くなっていることによる内出血や皮膚のめくれ
- 入浴中の転倒や火傷
- 医療処置中のチューブ抜去など
- 送迎や外出時の転倒や交通事故

これらの事故は、ご利用者お一人おひとりのご体調やご様子、環境などが複雑に関係しており、完全に防ぐことが難しい場合があります。

２．当事業所の安全管理と事故防止の取り組み

私たちは、ご利用者の安全を守るため、次のような取り組みを行っています。

- 事故を防ぐためのマニュアルや手順書を整備し、職員全員で共有しています。
- 定期的に事故防止のための会議や研修を行い、職員の知識や技術の向上に努めています。
- ご利用者ごとにリスクを評価し、個別のサービス計画を作成しています。
- 転倒や誤嚥などの事故が起きた場合は、すぐにご家族にご連絡し、原因や今後の対策についてご説明いたします。

３．ご家族へのお願い

事故を完全に防ぐことは難しいですが、ご利用者やご家族の皆さまと協力し合うことで、事故のリスクを減らすことができます。ご利用にあたり、以下の点についてご理解とご協力をお願いします。

- 職員からの安全に関するご案内や注意事項をお守りください。
- ご本人様のご体調や普段と違うご様子があれば、遠慮なくお知らせください。
- 事故が発生した場合は、事実や経緯、再発防止策について誠実にご説明いたしますので、ご理解をお願いします。
- ご不明な点やご不安なことがございましたら、いつでもご相談ください。

４．免責事項について

当事業所では、職員が十分に注意を払い、事故防止に努めておりますが、上記のような「防ぐことが難しい事故」については、事業所の過失がない場合、損害賠償責任を負わないことがあります。ただし、職員の過失や故意による事故の場合は、責任をもって対応します。

以上の内容の説明を事業所から受け、同意しました。

同意日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご利用者	
家族代表者	
代理人	

事業者	所在地	〒104-0033　東京都中央区新川 1-28-38
	法人名	株式会社グッドライフケア
	代表者名	代表取締役　珍田 純子

本同意書は、サービスご利用期間中及び終了後も一定期間（5 年間）大切に保管します。
内容に変更が生じた場合は、改めてご説明・ご同意をお願いすることがあります。